

# 第75回定時株主総会資料

電子提供措置事項のうち法令および定款に基づく  
書面交付請求による交付書面に記載しない事項

第75期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）

## 事業報告

新株予約権等の状況  
業務の適正を確保するための体制  
業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

## 連結計算書類

連結株主資本等変動計算書  
連結注記表

## 計算書類

株主資本等変動計算書  
個別注記表

# 株式会社パリミキホールディングス

上記事項につきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき、書面交付請求を  
いただいた株主様に対して交付する書面には記載していません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子  
提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りしております。

## 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として  
 交付された新株予約権等の状況

		第4回新株予約権	第5回新株予約権
発行決議日		2014年9月1日	2020年9月1日
新株予約権の数		5,450個	5,700個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 545,000株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 570,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 50,800円 (1株当たり 508円)	新株予約権1個当たり 30,100円 (1株当たり 301円)
権利行使期間		2016年9月2日から 2024年9月1日まで	2022年9月2日から 2030年9月1日まで
行使の条件		(注) 1～4	(注) 1～4
役員 の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 1,000個 目的となる株式数 100,000株 保有者数 2名	新株予約権の数 4,500個 目的となる株式数 450,000株 保有者数 2名
	社外取締役	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名	新株予約権の数 200個 目的となる株式数 20,000株 保有者数 2名
	監査役	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名	新株予約権の数 700個 目的となる株式数 70,000株 保有者数 3名

- (注) 1. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、当社または当社関係会社の取締役および監査役を任期満了により退任した場合、または定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
2. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
3. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
4. 本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第 7 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2022年5月31日
新 株 予 約 権 の 数		9,270個
新 株 予 約 権 の 目 的 と なる 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 927,000株 (新株予約権1個につき100株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財 産 の 価 額		新株予約権1個当たり 27,900円 (1株当たり 279円)
権 利 行 使 期 間		2024年5月14日から 2032年5月13日まで
行 使 の 条 件		(注) 1～4
使用人等への交付状況	当 社 使 用 人	新株予約権の数 2,950個 目的となる株式数 295,000株 保有者数 29名
	子会社の役員及び使用人	新株予約権の数 6,320個 目的となる株式数 632,000株 保有者数 68名

- (注) 1. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、当社または当社関係会社の取締役および監査役を任期満了により退任した場合、または定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
2. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
3. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
4. 本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

## 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役・従業員の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - 1) 経営理念ならびに信条の基本に則った精神をグループ全体に強い意を持って浸透させ継承することにより、法令と社会倫理の遵守を含めた未来のあるべき人間形成をまず企業活動の原点とすることを徹底する。
  - 2) 当社および当社子会社の取締役および従業員が法令・定款の遵守を徹底するため、コンプライアンス担当役員およびコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス基本方針および行動規範を策定するとともに、当社および当社子会社の取締役および従業員が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制を構築する。
  - 3) コンプライアンス上の重要な事態が発生した場合には、その内容・対処案がコンプライアンス担当役員を通じ、取締役会および監査役に報告される体制を構築する。
  - 4) コンプライアンス基本方針に従い、内部監査部門と連携して実施状況を管理・監督し、コンプライアンス委員会は、従業員に対して適切な研修体制を構築し内部通報相談窓口（ミキホットライン）を設置する。
  - 5) 反社会的勢力排除に向け、行動規範に反社会的な活動や勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関わらないことを定め、全社的に取り組む。
- ② 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制  
取締役の職務の執行に係る情報・文書の取り扱いは、文書管理規程および情報管理・秘密保持規則に従い適切に保存および管理の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。
- ③ 財務報告の適正性を確保するための体制  
情報開示の透明性および公正性を促進するために、経理規程および連結決算規程によって経理処理方法を統一する基準を定め、財務諸表および財務諸表に重大な影響を及ぼす可能性のある情報の適正性を確保するものとする。

- ④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 1) 内部統制を推進するために、リスクマネジメント担当役員およびリスクマネジメント委員会を設置し、お客様、社員、そして企業の将来も見据え、それぞれの立場でリスクマネジメント規程を定め、リスク管理体制の構築および運用を行う。
  - 2) 各部署はリスクマネジメント規程に基づき事前予兆対応体制を整え、それぞれのリスクマネジメントを行い、リスクマネジメント委員会へ定期的に状況を報告し、連携を図る。
  - 3) 重大な緊急事態が発生した場合には、取締役社長指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。
  - 4) リスクマネジメント規程およびリスク分類別マニュアルに基づき、内部監査部門が監査を実施する。
- ⑤ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 1) 経営計画については、経営理念を基軸に置き、計画に基づき目標達成のために活動する。また、事前予兆対応体制下において、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか業績報告を通じ定期的に検証を行う。
  - 2) 取締役の職務執行については、取締役会規則により定められている事項およびその付議基準に該当する事項についてはすべて取締役会に付議する。
  - 3) 日常の職務遂行に際しては、職務分掌規程に基づき、権限と責任と創造性発揮の契約が行われ、各責任者が職務権限基準に則り業務を遂行する。
- ⑥ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- 1) 当社子会社の経営においては、各社の自主性と当社グループの戦略・経営理念・信条を尊重し、子会社の取締役等の職務執行が効率的に行われる体制、ならびに子会社の損失の危険の管理体制を確保するため、子会社に対し関係会社管理規程に基づき、事業内容、業務執行状況ならびに財務状況等についての定期的な報告を求め、重要案件についての事前協議を行う。
  - 2) リスクマネジメント規程をグループ共通の規定とし、当社と当社子会社は相互に連携してグループ全体のリスク管理を行う。
  - 3) グループ各社にコンプライアンス担当者を置き、コンプライアンス基本方針においてもグループ共通で策定・運用する。
- ⑦ 監査役の職務の補助に関する体制
- 1) 監査役が必要とした場合は監査役スタッフを置く。
  - 2) 監査役の職務を補助するスタッフの任命・異動については監査役会の事前の同意を得るものとする。
  - 3) 監査役スタッフの人事考課については常勤監査役が行うものとする。
  - 4) 取締役および従業員は、監査役スタッフの業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。

- ⑧ 監査役への報告体制、その他の監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1) 当社および当社子会社の取締役および従業員またはこれらの者から報告を受けた者は、業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に報告する。また、職務の執行に関する法令違反、定款違反および不正行為の事実、あるいは会社に著しい損害を及ぼす恐れがある場合は速やかに監査役へ報告する。なお、監査役は必要に応じて、当社および当社子会社の取締役および従業員に対して業務執行に関する事項について報告を求めることができる。
  - 2) 上記の監査役へ報告した者に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いをすることを禁止する。
  - 3) 監査役は、会計監査人、内部監査部門、グループ各社の監査役と情報交換に努め、会合を定期的で開催し、連携して当社およびグループ各社の監査の実効性を確保するものとする。
  - 4) 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等を請求したときは、当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

#### 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループは、内部統制システムに関して、以下の具体的な取り組みを行っております。

##### ① 取締役の職務の執行

社外取締役2名を含む取締役5名は取締役会に出席し、法令および定款等に定められた事項や経営上の重要事項について審議を行い、活発な議論を経て意思決定を行うとともに、各取締役の業務執行の監督を行っております。当事業年度は取締役会を7回開催いたしました。取締役会では子会社の経営および業務執行状況について、当社および当社子会社の取締役・執行役員等より報告を受けており、子会社の適正な業務執行を統治しております。

##### ② 監査役の職務の執行

社外監査役2名を含む監査役3名は、監査役会が決定した監査計画、監査業務の分担等に基づき、取締役の職務の執行を監査しております。当事業年度は監査役会を8回開催いたしました。監査役会では当社および当社子会社の取締役・従業員から重要事項の報告を受けております。また監査役は取締役会のほか重要な会議に出席し、子会社の取締役・従業員より報告を受け、意見交換を行いました。これらの職務の執行により当社グループの経営状況を監視するとともに、会計監査人からは定期的に監査状況を聴取しております。監査役は、会計監査人、内部統制部門、内部監査部門および子会社の内部監査部門、ならびに子会社の監査役との間で定期的に連絡会議を開催し情報交換等を行うことにより、内部統制システムの整備ならびに運用状況を確認しております。

### ③ コンプライアンス体制ならびにリスク管理体制

当社グループのコンプライアンス委員会ならびにリスクマネジメント委員会は、当社および当社子会社の取締役等が各委員を構成しており、当社グループ全体におけるコンプライアンス体制ならびにリスクマネジメント体制の推進に関する課題の把握とその対応策を協議し決定しております。

コンプライアンス委員会は内部通報相談窓口（ミキホットライン）を設置しており、問題の早期発見および是正対応に努めております。その運用状況はコンプライアンス委員会へ定期的に報告されており、重要な事案についてはコンプライアンス担当役員より取締役会および監査役へ報告を行うことになっております。

当事業年度におきましては、コンプライアンス教育計画に基づき、組織内の職務と責任に応じた管理職向けの階層別研修、子会社の営業部門内に任命したコンプライアンス推進リーダー向けの研修などを実施するほか、会社規程の見直し・改定を行うことにより、内部統制の推進を図りました。また、全社意識調査の実施、就業環境を守るためのハラスメント対応ガイドラインの周知活動、ならびにコンプライアンスに関する知識・情報を社内ポータルサイトにおいて継続的に発信することなどにより、コンプライアンス意識の啓蒙と浸透に努めました。

リスク管理におきましては、リスクマネジメント委員会によりリスク管理体制の構築および運用を行っており、事前予兆対応体制の整備として災害対策マニュアルを整備し、各店舗における防災対策の確認と、従業員の安否確認システムの通報訓練を行う全社防災訓練を年2回定期的実施しております。

新型コロナウイルスの感染拡大防止の対応については、お客様に安心して当社グループの店舗を利用していただけるよう、お客様ならびに社員の健康と安全確保を第一に、対応指針を策定し対策を実施しました。また自然災害等のリスク発生時には対策本部を設置し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し復旧に取り組むとともに、経営理念・信条に則り社会的使命をもって顧客、地域社会等への支援活動を実施しております。

### ④ 内部監査体制

内部監査部門は取締役社長直轄の組織として設置しております。内部監査部門は、本社および子会社の店舗等の監査を直接または子会社の内部監査部門と連携して実施しており、内部監査の結果を取締役社長へ定期的に報告を行っております。また、監査役会および会計監査人と適宜連絡・調整を行い、適切に連携を行っております。

# 連結株主資本等変動計算書

( 2022年4月1日から  
2023年3月31日まで )

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	5,901	6,829	22,634	△8,692	26,672
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△304		△304
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			501		501
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
連 結 範 囲 の 変 動			△32		△32
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	164	△0	164
当 期 末 残 高	5,901	6,829	22,799	△8,692	26,837

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	その他の包括 利益累計額合計			
当 期 首 残 高	160	106	266	129	378	27,446
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当						△304
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						501
自 己 株 式 の 取 得						△0
連 結 範 囲 の 変 動						△32
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	59	410	470	41	81	593
連結会計年度中の変動額合計	59	410	470	41	81	757
当 期 末 残 高	220	517	737	170	459	28,204

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。



## 連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項)

### 1. 連結の範囲に関する事項

- |             |   |
|-------------|---|
| (1) 連結子会社の数 | 29社   |
| ・ 主要な会社名    | (株)パリミキ<br>(株)金鳳堂<br>巴黎三城光学(中国)有限公司<br>PARIS MIKI AUSTRALIA PTY. LTD. |

なお、Japan Eye Center Inc.については、当連結会計年度において新たに設立したため、また、前連結会計年度において非連結子会社でありましたPARIS MIKI(CAMBODIA) CO.,LTD.は重要性が増したため、連結の範囲に含めております。

### (2) 主要な非連結子会社の名称等

- |                |   |
|----------------|---|
| ・ 主要な会社名       | PT. PARIS MIKI INDONESIA  |
| ・ 連結の範囲から除いた理由 | 非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等のうち持分に見合う額の合計額は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。 |

### 2. 持分法の適用に関する事項

- |                             |  |
|-----------------------------|--|
| (1) 持分法適用の関連会社の数            | 0社   |
| (2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社 |  |
| ・ 主要な会社名                    | PT. PARIS MIKI INDONESIA   |
| ・ 持分法を適用しない理由               | 当期純損益及び利益剰余金等のうち持分に見合う額の合計額からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。 |

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、PARIS MIKI S.A.R.L.、PARIS MIKI AUSTRALIA PTY. LTD.、OPTIQUE PARIS MIKI (M) SDN BHD、巴黎三城光学（中国）有限公司、巴黎三城眼鏡股份有限公司、PARIS MIKI OPTICAL (THAILAND) CO.,LTD.、上海巴黎三城眼鏡有限公司、PARIS MIKI KOREA INC.、HATTORI & DREAM PARTNERS LTD.、PARIS MIKI PHILIPPINES INC.及び他連結子会社8社の決算日は12月31日であります。

また、PARIS-MIKI INTERNATIONAL GmbH、MIKI, INC.、PARIS-MIKI LONDON LTD.、OPTIQUE PARIS-MIKI (S) PTE. LTD.の決算日は、2月末日であります。

連結計算書類の作成にあたっては同日現在の計算書類を使用しております。ただし連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

##### ② 棚卸資産

・商品及び製品

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

・原材料及び貯蔵品

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

## (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を、在外連結子会社は定額法を採用しております。

ただし、当社及び国内連結子会社については、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年～60年

工具、器具及び備品 2年～20年

また、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却しております。

### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

### ③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

## (3) 重要な引当金の計上基準

### ① 貸倒引当金

当社及び国内連結子会社では、債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。また、在外連結子会社では個別判定による貸倒見積額を計上しております。

### ② 関係会社投資損失引当金

関係会社への投資に対する損失に備えるため、投資先の財政状態等を勘案し損失見積額を計上しております。

### ③ 賞与引当金

当社及び一部の国内連結子会社では、従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

### ④ 店舗閉鎖損失引当金

店舗の閉鎖による損失に備えるため、損失発生見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

一部の在外連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社グループの主要な事業内容は眼鏡小売であり、商品の販売については、商品の引渡し時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されることから、当該商品の引渡し時点で収益を認識しております。また、商品の販売に安心保証サービスを合わせて提供する場合は、当該保証サービスを別個の履行義務として識別し、当該履行義務が保証期間において充足されることから、当該期間の経過に応じて収益を認識しております。なお、一部のフランチャイズ取引のうち、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から取引先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

これらの履行義務に対する対価は、商品の引渡し前、もしくは商品の引渡し時に受領するか、履行義務の充足後、概ね6ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素はありません。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ  
ヘッジ対象 借入金

③ ヘッジ方針

当社は金融機関からの借入金の一部について、金利変動によるリスクを回避するため、金利スワップ取引を行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

(会計方針の変更)

時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

固定資産の減損

(1) 当年度の連結計算書類に計上した金額

減損損失	434百万円
有形及び無形固定資産	5,926百万円

(2) 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 算出方法

固定資産について管理会計上の区分に基づいたグルーピングを行った上で、減損の兆候がある資産グループについて減損損失の認識の判定を行っております。減損損失の認識にあたっては、割引前将来キャッシュ・フローを過去の業績推移を基礎として策定された事業計画により見積っております。また、減損損失を認識すべきであると判定した場合は帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。

② 主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、売上高の成長予測であります。なお、新型コロナウイルス感染症の影響は一定程度残っているものと、想定しております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定である売上高の成長予測は、見積りの不確実性が高く、売上高の成長予測が変動することにより、翌連結会計年度において減損損失が発生する可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 13,020百万円
2. 貸出コミットメント契約

当社グループは、資金調達の機動性及び安定性の確保を目的として、取引銀行1行とグローバル・コミットメントライン契約を締結しております。

これらの契約に基づく連結会計年度末の貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	4,100百万円
借入実行残高	1,884百万円
差引額	2,215百万円

(連結損益計算書に関する注記)

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類
営業店舗（東京都、千葉県、埼玉県、静岡県他）	店舗資産	建物、構築物及び器具備品
東京都他	遊休資産	無形固定資産その他（電話加入権）

当社グループは、店舗資産、賃貸資産、遊休資産及び共用資産に分類し、店舗資産については、管理会計上の区分に基づいた店舗別にグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、収益性が悪化している店舗及び退店の意思決定をした店舗に係る固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。また、その他の資産については、将来的な使用見込がないものについて回収可能価額まで減額しております。

当該減少額を減損損失（434百万円）として特別損失に計上し、その内訳は、建物及び構築物242百万円、工具、器具及び備品165百万円、リース資産（有形）5百万円、電話加入権0百万円、無形固定資産「その他」0百万円及び投資その他の資産「その他」18百万円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額について、遊休資産については、不動産鑑定評価額及び固定資産税評価額等に基づく正味売却価額により測定し、電話加入権については、市場価格等に基づく正味売却価額により測定しております。また、上記以外の資産については、使用価値により測定しておりますが、割引前将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、回収可能価額をゼロとして評価しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

当連結会計年度末における発行済株式の種類及び株式数  
普通株式 56,057千株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

当連結会計年度末における自己株式の種類及び株式数  
普通株式 5,251千株

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

① 2022年5月13日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額 152百万円  
・1株当たり配当額 3円00銭  
・基準日 2022年3月31日  
・効力発生日 2022年6月9日

② 2022年11月11日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額 152百万円  
・1株当たり配当額 3円00銭  
・基準日 2022年9月30日  
・効力発生日 2022年12月9日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2023年5月12日開催の取締役会において次のとおり決議しております。

・配当金の総額 152百万円  
・1株当たり配当額 3円00銭  
・基準日 2023年3月31日  
・効力発生日 2023年6月8日

4. 当連結会計年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式 3,388千株



## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当連結会計年度末現在、当社グループは、資金調達については必要に応じ、借入金等による方法で調達しております。また、資金調達の機動性及び安定性の確保を目的としてグローバル・コミットメントライン契約等を締結しております。余剰資金の運用については、安全性の高い預金等で主に運用しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

受取手形及び売掛金は事業活動から生じた営業債権であり、顧客の信用リスクが存在するものであり、受取手形は4か月以内に支払期日が到来します。投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式及び投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスク等が存在します。敷金及び保証金は主に店舗を賃借する際に支出したものであり預入先の信用リスクが存在します。支払手形及び買掛金は事業活動から生じた営業債務であり、すべて3か月以内に支払期日が到来します。デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項(6)重要なヘッジ会計の方法」」をご参照下さい。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

受取手形及び売掛金、敷金及び保証金については適宜回収懸念の早期把握に努めております。デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

##### ② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については時価や発行会社の財政状態を適宜把握し管理を行っております。デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた管理規程に従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っております。

##### ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

資金調達については借入金により調達しているほか、資金調達の機動性及び安定性の確保を目的としてグローバル・コミットメントライン契約等を締結しており、月次において資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	804	804	—
(2) 敷金及び保証金	4,527	4,026	△500
資産計	5,332	4,831	△500

(注1) 「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」については、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等は、「その他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	2

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定された時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### ① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	804	－	－	804
資産計	804	－	－	804

#### ② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	－	4,026	－	4,026
資産計	－	4,026	－	4,026

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

#### 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

#### 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価の算定は、合理的に見積りした敷金の償還予定時期に基づき、国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

**(賃貸等不動産に関する注記)**

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

**(収益認識に関する注記)**

- (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント		合計
	日本	海外	
眼鏡事業等	40,633	5,257	45,891
その他	564	525	1,089
顧客との契約から生じる収益	41,197	5,783	46,981
その他の収益	413	6	419
外部顧客への売上高	41,611	5,789	47,400

- (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (5)収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

- (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

当連結会計年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は568百万円であり、当社グループは、当該残存履行義務について、履行義務の充足につれて主に2年から5年の間で収益として認識されると見込んでおります。

**(1株当たり情報に関する注記)**

1. 1株当たり純資産額 542円74銭  
2. 1株当たり当期純利益 9円88銭

**(重要な後発事象に関する注記)**

該当事項はありません。

# 株主資本等変動計算書

( 2022年 4 月 1 日から  
2023年 3 月31日まで )

(単位：百万円)

	株 主 資 本										
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金					自己株式	株主資本計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金計		
					海外投資積立金	別途積立金	繰越利益剰余金				
当 期 首 残 高	5,901	6,829	-	6,829	582	3,220	20,890	171	24,863	△8,692	28,901
事業年度中の変動額											
剰余金の配当								△304	△304		△304
当期純損失								△149	△149		△149
自己株式の取得										△0	△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)											
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	-	△0	△454	△454	△0	△454
当 期 末 残 高	5,901	6,829	-	6,829	582	3,220	20,890	△283	24,409	△8,692	28,447

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当 期 首 残 高	106	106	129	29,137
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△304
当期純損失				△149
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	18	18	41	59
事業年度中の変動額合計	18	18	41	△394
当 期 末 残 高	124	124	170	28,742

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### (重要な会計方針に係る事項)

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

- ・会社及び関連会社株式
  - ・その他有価証券
- 市場価格のない株式等以外のもの

移動平均法による原価法

決算日現在の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

移動平均法による原価法

##### ② 棚卸資産

- ・商品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 4年～50年

車両運搬具 3年

工具、器具及び備品 4年～8年

また、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却しております。

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

- ・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

定額法を採用しております。

- ・その他の無形固定資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

##### ③ リース資産

### (3) 引当金の計上基準

- |               |  |
|---------------|--|
| ① 貸倒引当金       | 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ② 関係会社投資損失引当金 | 関係会社への投資に対する損失に備えるため、投資先の財政状態等を勘案し損失見積額を計上しております。                                  |
| ③ 賞与引当金       | 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。   |

### (4) 収益及び費用の計上基準

当社は持株会社としてグループ内の事業子会社の統括業務と、眼鏡小売事業を行っております。子会社からは、契約に基づき経営指導料、システム使用料及び不動産賃貸料を受受しており、グループ内の事業子会社の統括業務の提供により履行義務が充足されることから、当該業務の提供に応じて収益を認識しております。また、眼鏡小売事業における商品の販売については、商品の引渡し時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されることから、当該商品の引渡し時点で収益を認識しております。

これらの履行義務に対する対価は、商品の引渡し前、もしくは商品の引渡し時に受領するか、履行義務の充足後、概ね6ヶ月以内に回収しており、重要な金融要素はありません。

### (5) ヘッジ会計の方法

- |               |   |
|---------------|---|
| ① ヘッジ会計の方法    | 金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を採用しております。          |
| ② ヘッジ手段とヘッジ対象 | ヘッジ手段 金利スワップ<br>ヘッジ対象 借入金                             |
| ③ ヘッジ方針       | 当社は金融機関からの借入金について、金利変動によるリスクを回避するため、金利スワップ取引を行っております。 |
| ④ ヘッジ有効性評価の方法 | 金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。              |

### (会計方針の変更)

#### 時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

関係会社株式等の評価

(1) 当年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	25,869百万円
関係会社出資金	0百万円
関係会社長期貸付金	3,706百万円
貸倒引当金※	2,359百万円
関係会社投資損失引当金	339百万円

※貸倒引当金のうち関係会社に対する金額は2,351百万円であります。

(2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 算出方法

関係会社株式等については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、取得原価をもって貸借対照表価額としておりますが、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは相当の減額を行い、当期の損失として処理しております。また、債務超過の関係会社については、投資先の財政状態及び経営成績を考慮して純資産の回復可能性が合理的に見込めない場合には、該当関係会社に対する債権について貸倒引当金又は関係会社投資損失引当金を計上しております。

② 主要な仮定

関係会社の純資産の回復可能性の判断については、関係会社の過年度における損益の状況、債務超過の程度、貸付金の回収状況、翌年度の予算などを考慮しております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

関係会社の業績が想定を超えて回復又は悪化した場合には、引当金の戻入、評価損や引当金の追加計上が発生する可能性があり、翌事業年度以降の計算書類に影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

761百万円

(2) 保証債務

子会社の金融機関からの借入に対する保証債務

1,157百万円



(3) 貸出コミットメント契約

当社は、資金調達の機動性及び安定性の確保を目的として、取引銀行1行とグローバル・コミットメントライン契約を締結しております。

これらの契約に基づく当事業年度末の貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	2,400百万円
借入未実行残高	800百万円
差引額	1,600百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は次のとおりであります。

(貸借対照表に区分掲記したものを除く)

① 短期金銭債権	137百万円
② 短期金銭債務	6百万円

(損益計算書に関する注記)

(1) 減損損失

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類
東京都他	遊休資産	電話加入権

当社は、店舗資産、賃貸資産、遊休資産及び共用資産に分類し、店舗資産については、管理会計上の区分に基づいたグルーピングを行っております。

当事業年度において、将来の使用が見込まれていない遊休資産について回収可能価額まで減額しております。

当該減少額を減損損失(0百万円)として特別損失に計上しております。その内訳は、電話加入権0百万円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額について、電話加入権は市場価格等に基づく正味売却価額により測定しています。

(2) 関係会社との取引高

① 売上高及び営業収益	946百万円
② 営業費用	33百万円
③ 営業取引以外の取引高	14百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	5,251千株
------	---------

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
関係会社株式等評価損否認額	818百万円
投資有価証券等評価損否認額	10百万円
減損損失	92百万円
分社型分割による子会社株式調整額	1,503百万円
その他	1,442百万円
繰延税金資産小計	3,867百万円
評価性引当額	△3,863百万円
繰延税金資産合計	3百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△54百万円
その他	△3百万円
繰延税金負債合計	△58百万円
繰延税金資産（負債）の純額	△54百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

(1) 役員及び個人主要株主等

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
(注1)	㈱ルネット	(直接42.11)	役員の兼任 (注2)	受取保証料	6	—	—

(注1) ㈱ルネットは、「主要株主（個人）」「その他の関係会社」に該当します。

(注2) 当社と㈱ルネットとの間に、債務保証契約の取引関係がありましたが、2023年3月31日時点において解消しております。

(2) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	㈱パリミキ	直接100	役務の提供 役員の兼任等	経営指導料(注1)	661	売掛金	61
子会社	㈱金鳳堂	直接100	役員の兼任等 債務保証	債務保証(注2)	250	—	—
子会社	㈱クリエイトスリー	直接100	役員の兼任等 債務保証	債務保証(注3)	720	関係会社投資損失引当金	256
子会社	PARIS MIKI AUSTRALIA PTY. LTD.	直接100	役員の兼任等 資金の援助	—	—	関係会社長期貸付金	1,069
						貸倒引当金	1,069
						関係会社投資損失引当金	18
子会社	巴黎三城光学(中国)有限公司	直接100	役員の兼任等 資金の援助	資金の貸付(注4)	192	関係会社長期貸付金	1,250
						貸倒引当金	575
子会社	PARIS MIKI KOREA INC.	直接100	役員の兼任等 資金の援助	—	—	関係会社長期貸付金	304
						貸倒引当金	160
子会社	PARIS-MIKI LONDON LTD.	直接100	役員の兼任等 資金の援助	資金の貸付(注4)	292	関係会社長期貸付金	414
						貸倒引当金	392

(注1) 主に㈱パリミキの経営指導業務にあたる手数料の受け入れであり、経営指導料については当社と取引基本契約を締結している㈱パリミキとの間で合理的に算出し、決定しております。

(注2) 金融機関からの借入金に対する債務保証を行っており、保証限度枠は500百万円です。なお、保証料の受取はありません。

(注3) 金融機関からの借入金に対する債務保証を行っており、保証限度枠は1,000百万円です。なお、保証料の受取はありません。

(注4) 巴黎三城光学(中国)有限公司、PARIS-MIKI LONDON LTD.に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して金利を決定しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、個別注記表「重要な会計方針に係る事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(1 株当たり情報に関する注記)

(1) 1株当たり純資産額	562円37銭
(2) 1株当たり当期純損失	2円95銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。